

京都市告示第 212 号

平成 20 年 4 月 8 日付けで認可した地縁による団体馬ノ目町南部町内会について、地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年 7 月 3 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
京都市北区上賀茂馬ノ目町 2 2 番地、2 6 番地、2 7 番地、2 8 番地、3 3 番地、3 8 番地、4 1 番地、4 2 番地、4 3 番地、4 5 番地及び 4 8 番地の区域	京都市北区上賀茂馬ノ目町 2 2 番地、2 4 番地、2 6 番地、2 7 番地、2 8 番地、3 3 番地、3 8 番地、4 1 番地、4 2 番地、4 3 番地、4 5 番地及び 4 8 番地の区域

2 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市北区上賀茂馬ノ目町 4 8 - 1	京都市北区上賀茂馬ノ目町 4 8 - 1 1

3 代表者の氏名

変更前	変更後
西村 博	村上 悌二

4 代表者の住所

変更前	変更後
京都市北区上賀茂馬ノ目町 4 8 - 1	京都市北区上賀茂馬ノ目町 4 8 - 1 1

(文化市民局地域自治推進室)